

二、日本聖公會監督教書（一九三八年（昭和十三年）一月六日）

父と子と聖靈の名によりて、日本聖公會監督たる我儕は、忠信なる各位の安否を問ひ、且聖寵の益々豊かならむことを祈る。

時はまさに非常時なり。我らは國運を賭したる大事變の眞只中にあり。政府は曩に國民精神總動員を計劃し、後には國家總動員令を布けり。而して聖公會は、これらの趣旨に順應して今日に至り、團體的にも個人的にも、此國策を重じて進み來れり。本年はまた、我が聖公會の歴史に於て、既に第一次の五十年を終り、第二次の五十年に發足したる最初の年なり。我らは過去と現在に於ける上よりの豊かなる聖寵に鑑み、大なる信仰と洋々たる希望に滿されて、新らしき道程を歩み初めたり。恰もよし、此意義深き年に於て、我が第十九總會は、國家的にも宗教的にも、因縁淺からぬ京都の地に開催せられ、幾多重要な決議を議せり。又婦人傳道補助會第十一回總會も、時を全ふして此處に開會せられたり。

總會決議中の多くは、公會百年の謀に出たりど雖、亦時局的色彩を反映し、既に深く我國に根を下したる國民的教會の會員として、また陛下の忠良なる臣民として、皇運を扶翼し奉り、國運の進展に寄與する處あらむとの意気ほの見へ、之を内にしては教會の基礎漸く固く、聖公會成立の當初よりの目標たる自治自給の實を擧げんと希望熾なるものありて、大に我儕の意を強ふせり。また外地傳道の爲にも、從來に倍する負擔を計上したるなど、皆我聖公會の熱誠と實力を示すものにあらずして何ぞや。尚また、聖公會特色の一たる成文祈祷の改正新作等に就ては、特別な我が國體に適應せしめたるもの多く、殊に此度始めて祈祷書に加へらるゝに至りし逝世者の爲の祈祷及び記念式文に就ては、之を用ふると否とは、會師の取捨に一任したるも、多くの人々の要望に答ふるものとして、歓迎せらるゝことゝ信ず。また前々總會以後、試用せられたる改正日課表は、愈々今回正式に採用せらるゝことゝなれり。此新日課表は、舊日課表と編成の趣を異にす。即ち舊表は普通曆に従ひ、聖書各卷の順序を以て、創世記の初より黙示録の終迄を通讀するを主意としたるに、改正日課表は必ずしも聖書の順序によらず、専ら教會曆の季節に従ひ、之に適切なる場所を選びて其日の日課となしたり。斯くして新舊ともに、一年を通じて聖書全般に亘り、其要所を通讀せしむる方針をとれり。當初本改正に反対意見を有する向もありしが、漸次其主旨は認められ、且教理・禮拜・組織調査委員會にては、本改正を以て信徒の教養と建徳に裨益する所多しと信じ、之を總會に提案し、其採擇得たるものなり（詳しく説明は明年度要覽を見よ）。今、一二重大なる決議に関して述べれば、其第一は

時局に對する決議

にして、此決議の趣旨は、今次支那事變勃發以來、皇軍の不屈不撓、盡忠報國の至誠に深く景仰感激し、我らも同じ精神を以て、傳道報國に邁進せんことを誓ひ、且本文に言ふ處を實行に移す爲に、附帶決議として次の三項を議定せり。

第一項は、事變の當初より、中央地方相呼應し、教區地方部それぞれ獨特の方法を以て、銃後にある遺族家族並に傷病兵の慰安に勉め來りしが、要は此事業が一次的にあらず、堅忍持久、よく終まで、耐忍んで之を完ふするにあり。第二、三項は、支那現地に於ける皇軍に對する慰問、及び支那民衆特に、主にある兄弟の罹災者に對する同情を表はすことなるが、これが爲に、東京教區松井監督を正使とし、神戸地方部聖ミカエル教會牧師八代長老を副使として派遣することゝなし、右正副使は今夏炎暑の候、北京及び中支を訪づれ、到る所に好意を以て迎へられ、其使命を達成せられたり。是によりて我が聖公會は、一は事變下にある教會としての使命を遂行し、一は同じ天父の愛兒たる支那の兄弟に同情を表し、尚ほ將來に於ける支那傳道の劃策に備へんとしたるなり。全公會は此一行の見聞視察に基づき、更らに神が我らに課せんとし給ふ使命を甘受するの用意なかる可らず。其二は

日本聖公會の自治自給

に關する決議なり。此決議は此度の決議中、最も大なる期待を持つて迎へられ、洵に意義深きものゝ一なりき。案は多少の修正を経たるが、其主旨と精神とは何等の變更なく、滿場一致、之を可決せり。而して議長は、先づ中央委員を指名し、其後地方委員は各監督の指名に依りて立てられ、茲に必要な機構は成立し、陣容は

整へり。其後、中央委員より地方委員に向つて諮問案を送り、地方の事情を詳細に研究し、其資料に依り自給案の作成を計りつゝありと。我儕の理解する所によれば、是より企てられむとする自給案は、一教會若しくは一教區の自給にあらずして、日本聖公會全體を目標とするものなり。随つて其困難の大にして、其影響の及ぶ處極めて廣汎なるべきは、自明のことなり。されば第一に必要なことは、先づ教役者たるもの皆心を一にし、新たなる覺悟を以て之に參與せざるべからず。信徒もまた公會に盡す精神を振起し、進んで福音を世に布く責務のため、一層大なる献身・献財を爲すの要あり。されど自給の根本は金錢問題にあらずして信仰問題なり傳道問題なり。而して我儕は本問題が聖公會の祈禱を以て、劃策遂行せられむが爲、茲に一特禱を制定したり。之が公私の機會に使用されんことを望む。第三は

結婚法規の制定

を見たることなり。結婚は人生の幸福、社會の秩序の基底を爲す神聖なる事象にして、國法に準據し正當に行はれざる可らず。然りと雖、我らクリスチャンたる者は、主イエス・キリストの明示し給へる結婚の誠則を遵奉し、之が理想の昂揚に努めざる可らず。是れ公會員の國家民人に對する責務の一なりと信ず。是れが爲新法規は、常に結婚の本義が闡明せられ、之が教養の忽せにせられざらむことを求めたり。而して信者と信者との間に、婚約の行はるゝ場合、牧師は之を監督に報じ其裁定を受べきことを定めたるは、結婚の本義が更らに當事者間に重ぜらるゝことを庶幾したるによる。而して結婚に對する高き理想は、常に離婚に關する見解と關聯するを以て、新法規は離婚を將來するが如き離別及び離婚そのものに就て、公會の持つる見解を明瞭にしたり。吾儕は是により結婚の神聖と、離婚の罪惡たることが一層明瞭にせられ、人倫の道の益々聖化せられむことを祈るものなり。

願くは我らの思ふ所計る所、常に聖旨に協ひ、御名に榮を歸せんことを。

○

全能の神・慈悲の父よ。主は我聖公會を眷顧み、自治の基を据へ、今日に到らしめ給へることを感謝し奉つる。願くは公會につらなりたる人々、みなこの恩恵を感じ、首たるキリストにありて堅く立ち、喜びて己を献げ、福音を世に布く務を擔はしめ給へ。又願くは之れが爲に立てられたる自治自給委員をみちびき、我が聖公會の協和と進歩とに盡すことを得させ給へ。父と聖靈と一體の神に在して世々統治め給ふ救主イエス・キリストによりて冀ひ奉つる。アアメン

救主降生千九百三十八年九月

神に在りて各位の父たる

日本聖公會監督

サムエル・ヘーズレット
名 出 保 太 郎
チャールス・エス・ライフスナイダー
バ シ ル
シャーレ・エチ・ニコルス
ゴルドン・ウオルツシュ
松 井 米 太 郎
ノーマン・エス・ビンステッド
パウロ 佐 々 木 鎮 次
ジョン・シ・マン